

議案第105号

北上市立学校施設の開放条例の一部を改正する条例

北上市立学校施設の開放条例（平成22年北上市条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第1（第5条関係） 施設使用料				別表第1（第5条関係） 施設使用料			
学校名	施設名	単位	使用料	学校名	施設名	単位	使用料
北上市立黒沢尻東小学校 北上市立黒沢尻西小学校 北上市立笠松小学校	[略]			北上市立黒沢尻東小学校 北上市立黒沢尻西小学校	[略]		
[略]				[略]			
別表第2（第6条関係） 夜間照明使用料				別表第2（第6条関係） 夜間照明使用料			
学校名	単位	使用料		学校名	単位	使用料	
北上市立江釣子小学校	[略]	円 <u>1,000</u>		北上市立江釣子小学校	[略]	円 <u>1,040</u>	
北上市立上野中学校		<u>1,200</u>		北上市立上野中学校		<u>1,250</u>	
北上市立北上中学校		<u>900</u>		北上市立北上中学校		<u>940</u>	
北上市立東陵中学校		<u>1,400</u>		北上市立東陵中学校		<u>1,460</u>	
北上市立北上北中学校		<u>1,200</u>		北上市立北上北中学校		<u>1,250</u>	
北上市立和賀西中学校		<u>300</u>		北上市立和賀西中学校		<u>310</u>	

北上市立和賀東中学校	300	北上市立和賀東中学校	310
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正部分は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の北上市立学校施設の開放条例に規定する使用料は、この条例の施行の日以後に許可する使用料から適用し、施行の日前に申請した使用料については、なお、従前の例による。

平成31年2月28日提出

北上市長 高橋 敏彦

提案理由

北上市立笠松小学校の位置の変更及び消費税法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。